

## 公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長岡都市計画道路の変更素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年6月29日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時  
平成24年7月31日（火）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所  
見附市昭和町2-1-1  
見附市文化ホールアルカディア 小ホール
- 3 事案の概要  
別紙「長岡都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり
- 4 素案の縦覧  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び見附市建設課において、7月11日（水）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
見附市及び長岡市の住民
- 6 公述申出の方法  
変更素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。
- 7 公述申出期限  
平成24年7月11日（水）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先
  - (1) 長岡市四郎丸町173-2（〒940-8567）  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課  
電話 0258-38-2619
  - (2) 見附市昭和町2-1-1（〒954-8686）  
見附市建設課  
電話 0258-62-1700
- 9 公述人の決定  
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担  
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴  
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。  
なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止  
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

# 長岡都市計画道路の変更（新潟県決定）

